

第2次

安全・安心な食のまち・ さっぽろ推進計画

概要版

2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)



「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」に基づく推進計画

SAPPORO 札幌市

1 第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画とは

【趣旨】

第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画とは「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」に基づく食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための第2次計画です。計画期間は2020年度から2024年度の5年間とし、市民や札幌市を訪れる観光客等の健康保護を最優先とすること等を基本理念に、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指します。

【目指す都市像と施策目標】

| 都市像 | 安全・安心な食のまち・さっぽろ | |
|------|---|---|
| | ①食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている。 ②個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している。 ③一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている。 | ④市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている。 ⑤食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている。 ⑥市民や観光客が、安心して食を楽しめる。 |
| 施策目標 | I: 誰もが食の安全の確保の主役となる街 | II: 食の安心と魅力あふれる街 |

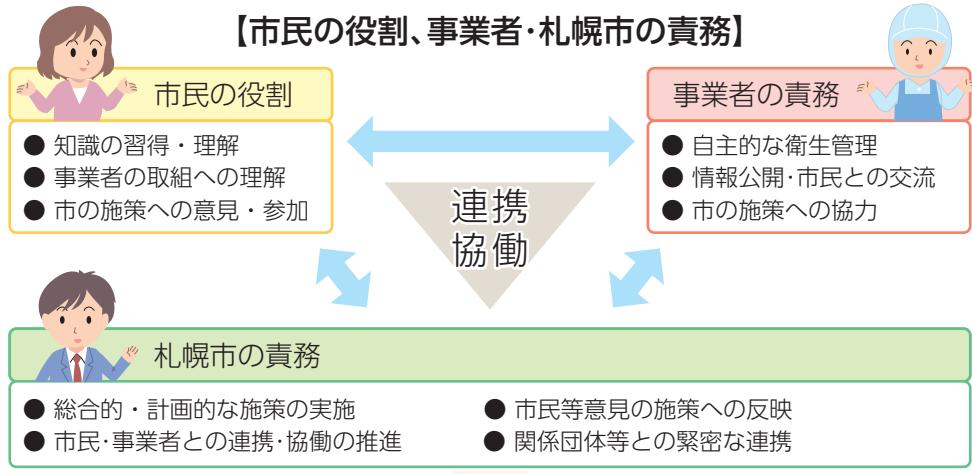
2 施策の基本的な方針

【基本的な方針】

食品衛生法等に基づく行政の「規制」と、市民、事業者及び札幌市の「連携・協働」を車の両輪にたとえ、前計画から引き続き、両者による施策を展開します。



【市民の役割、事業者・札幌市の責務】



“安全・安心な食のまち・さっぽろ”

施策目標 I 誰もが食の安全の確保の主役となる街

基本施策1 生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保

監視指導計画を毎年度定め、食品取扱施設の監視指導や食品検査を実施します。

また、食中毒防止対策のほか、食品表示対策、大通公園等で開催される大規模イベント等についても監視指導を強化します。



札幌市中央卸売市場の早朝監視



スーパー・マーケットの監視



ノロウイルス対策懸垂幕

基本施策3 危機管理体制の強化・充実

緊急時に関係自治体が速やかに会議を開催し、対策を協議する体制を維持するとともに、食中毒や感染症による大規模な健康被害の発生を想定した合同模擬訓練を実施し、危機対応能力の向上及び協力体制の強化を図ります。

また、北海道胆振東部地震を踏まえ、災害発生時の食品の衛生的な取扱等について周知、啓発します。



健康危機管理シミュレーション訓練

施策目標 II 安心と魅力あふれる街

基本施策1 相互理解の促進

ホームページ、情報誌、SNS等を活用し、いつでも正確な知識を入手できる環境を整備します。

また、「食の安全・安心」をテーマとしたイベントや意見交換会を開催するほか、地産地消の推進、表示の普及啓発を実施し、市民と事業者が相互に理解を深め、信頼関係を築くことで、リスクコミュニケーションの推進を図ります。



食のまち・さっぽろフェスト
inチ・カ・ホ



キッチンメール

基本施策2 事業者の自主的取組の促進

食品衛生法の一部改正により制度化され、国際標準の衛生管理手法であるHACCPの普及推進を図るほか、「さっぽろ食の安全・安心推進協定」の推進を図り、事業者の自主的な取組を支援します。



さっぽろHACCP
札幌市食品衛生管理認証制度



さっぽろ食の安全・安心推進協定

基本施策4 食品等の安全性に関する学習

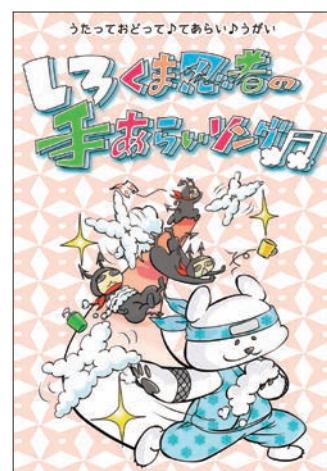
出前講座や消費生活講座、体験学習会など、子どもから大人までの市民が参加・体験しながら学習できる機会を作り、施策に自主的に参加・協力できるよう啓発します。また、食の安全・安心モニター や食育推進ボランティア等、食の安全・安心を支える人材づくりを進めます。



さっぽろ食スタイル ロゴマーク



子ども食品Gメン体験事業



しろくま忍者の手あらいソング

基本施策2 食産業・観光の振興への寄与

札幌の食のブランド力を向上させるため、北海道とも連携しながら、食産業、観光の振興を視野に施策を実施します。 【アレルゲン等ピクトグラム(例)】

食品衛生優良施設をベースにした「食の安全・安心おもてなしの店」やアレルギー原因食品ピクトグラム(絵文字)を普及させるなど、食の魅力を生かしたまちづくりに貢献します。



食の安全・安心
おもてなしの店

3 施策

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現のために、2つの施策目標「誰もが食の安全の確保の主役となる街」と「食の安心と魅力あふれる街」を掲げ、基本施策を展開していきます。

施策の実施状況は条例に基づき、市民、事業者、学識経験者等の20名以内で組織する市長の附属機関である推進会議に毎年報告します。

施策の体系



4 指標の設定

計画の進捗状況を評価する際の目安として、以下の項目を指標として設定します。

| 項目 (延べ件数は計画期間中の件数) | 現状値 | 目標値 (2024年度) | 目標参考値等 |
|---|-----------------------|----------------------|--------------------|
| 施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街 | | | |
| ①大規模食中毒 ^{※1} の発生件数 (延べ件数) | 0件 ^{※5} | 0件 | |
| ②実務講習会 ^{※2} の受講率 | 10.2% ^{※6} | 20%以上 | 2009年～2018年の最高値 |
| ③食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合 | 53.2% ^{※7} | 80%以上 | 前計画 |
| ④食育ボランティア数 ^{※3} | 2,111人 ^{※3} | 2,750人 ^{※3} | 第3次札幌市食育推進計画 |
| 施策目標Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街 | | | |
| ⑤イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数 (延べ回数) | 14回 ^{※5} | 20回以上 | |
| ⑥「札幌の食」のイメージに「安全・安心」と回答する観光客の割合 | — | 80%以上 | 2019年度第1回市民意識調査 |
| ⑦観光客向け施設・大型イベントの監視件数 (延べ件数) | 約7,500件 ^{※5} | 9,000件以上 | 2009年～2018年の最高値×5年 |
| ⑧食の安全・安心おもてなしの店 ^{※4} 登録件数 (延べ件数) | 146件 ^{※8} | 300件 | |

※1 魚者500名以上の食中毒

※2 食品事業者が最新の知識を習得するため、定期的な受講を求められる講習会

※3 第3次札幌市食育推進計画策定時の現状値と目標値

※4 衛生面に優れた飲食店等でアレルゲン表示等の一歩進んだ取組を行う店舗

*5 2014年度(平成26年度)～2018年度(平成30年度)の延べ数

※6 2018年度末(平成30年度末)時点の統計値 ※7 2018年度(令和元年度) 第1回本邦意識調査

※7 2019年度（令和元年度）第1回市民意識調査結果より算出
※8 2018年（令和元年）12月1日時点の登録戸数

※8 2019年（令和元年）12月1日時点の登録累計数

詳細は下記ホームページでも見ることが出来ます。

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/suishinkeikaku2.html>

●保健所

食の安全推進課 中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル 3 階 ☎ 011-622-5170
広域食品監視センター 中央区北 12 条西 20 丁目札幌市中央卸売市場青果棟 3 階 ☎ 011-641-0635

●区保健センター健康・子ども課

中 央 … 中央区南3条西11丁目 …… ☎ 011-511-7227 豊 平 … 豊平区岸6条10丁目 …… ☎ 011-822-2478
北 北 … 北区北25条西6丁目 …… ☎ 011-757-1183 清 田 … 清田区平岡1条1丁目 …… ☎ 011-889-2408
東 東 … 東区北10条東7丁目 …… ☎ 011-711-3213 南 南 … 南区真駒内幸町1丁目 …… ☎ 011-581-5213
白 石 … 白石区南郷通1丁目南8 …… ☎ 011-862-1883 西 西 … 西区琴似2条7丁目 …… ☎ 011-621-4247
厚 別 … 厚別区厚別中央1条5丁目 …… ☎ 011-895-5921 手 稲 … 手稻区前田1条11丁目 …… ☎ 011-688-8598

2020年(令和2年)3月発行